

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

障害福祉サービス等の請求事務について  
(+ 各マニュアルのご案内)

障害保健福祉推進室 在宅福祉・施設福祉担当

# 目次

## 京都市における障害福祉サービス等の 請求事務（＋各マニュアルのご案内）

- ①京都市における主な返戻理由
- ②請求書類提出のお願い
- ③各マニュアルのご案内

# 目次

## 京都市における障害福祉サービス等の 請求事務（＋各マニュアルのご案内）

- ①京都市における主な返戻理由
- ②請求書類提出のお願い
- ③各マニュアルのご案内

# 主な返戻理由について

---

EG13 「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません」

---

EG05 「請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません。」

---

SZ20 「決定利用者負担額の合計が利用者負担上限月額を超過しています」

---

SZ82 「決定利用者負担額の合計が利用者負担上限月額に不足しています」

---

SZ81 「他のサービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています」

---

SZ79 「京都市審査分においてエラーとなりました」

# 主な返戻理由について

**EG13 「受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません」**

**支給決定を受けているサービスや加算と、  
請求しているサービスの内容が一致していない**

- 受給者証のサービス種別と、明細情報および契約情報に入力したサービスコードが一致しているかを確認
- あらかじめ支給決定が必要な加算を請求している場合、受給者証に加算決定の印字があるかを確認

# よくある例

※請求の明細情報だけでなく、契約情報のサービスコードも  
受給者証と一致しているかを 確認してください。

| 受給者証                                  | 請求情報                              |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 支給決定期間<br>R 5 . 4 . 1 ~ R 6 . 3 . 3 1 | R 6 年 4 月利用分を請求した                 |
| 加算の支給決定がない（印字がない）                     | 「重度障害者支援加算」等の支給決定<br>が必要な加算の請求をした |
| 身体介護を伴う                               | 「身体介護を伴わない」で請求した                  |
| 重度訪問介護Ⅰ                               | 「重度訪問介護Ⅱ」で請求した                    |

重度訪問介護Ⅰ ⇒ 重度障害者等包括支援対象者決定  
重度訪問介護Ⅱ ⇒ 障害支援区分 6 該当者決定  
重度訪問介護Ⅲ ⇒ その他決定

# 主な返戻理由について

EG05 「請求情報の上限額管理事業所番号が受給者台帳の「利用者負担上限額情報・上限額管理事業所番号」と一致していません。」

## ①上限額管理を行う旨の届出を区役所に出していない

→ 上限額管理を行う月の月末までに届け出が必要

## ②届出した事業所番号が誤っている 等

→ 居宅介護の事業所番号で届出したつもりが、  
移動支援の事業所番号で出している（番号の修正が必要）

# 主な返戻理由について

SZ20「決定利用者負担額の合計が利用者負担上限月額を超過しています」

SZ82「決定利用者負担額の合計が利用者負担上限月額に不足しています」

利用者負担額の合計額が利用者負担上限月額と一致しない（超えているか、足りていない）

→請求している利用者負担額が、受給者証に記載の上限月額と一致しているか 又は、上限額管理の結果票通りに請求できているかを確認

# よくある例（利用者負担額が0円になっていない）

- ・利用者A氏　利用者負担上限月額0円

| 事業所番号     | 事業所名 | サービス種別 | 請求額      | 負担額           | 審査結果 |
|-----------|------|--------|----------|---------------|------|
| 2611***** | A事業所 | 居宅介護   | 100,000円 | 0円            | 正常   |
| 2612***** | B事業所 | 就労B    | 6,500円   | 6,500円<br>→0円 | 返戻   |
| 2661***** | C事業所 | 移動支援   | 3,000円   | 0円            | 正常   |

# よくある例（利用者負担額が管理結果と一致しない）

- ・利用者B氏　利用者負担上限月額 9, 3 0 0 円  
事業所Aが上限額管理を実施

| 事業所番号              | 事業所名 | サービス種別 | 請求額     | 負担額        | 上限額管理結果票 | 審査結果 |
|--------------------|------|--------|---------|------------|----------|------|
| 2611****           | A事業所 | 重度訪問介護 | 80,000円 | 8,000円     | 8,000円   | 正常   |
| 2612****           | B事業所 | 居宅介護   | 20,000円 | 2,000円     | ≠ 1,300円 | 返戻   |
| 2661****           | C事業所 | 訪問入浴   | 40,000円 | 0円         | 0円       | 正常   |
| 負担額の合計が上限月額を上回っている |      |        |         | 合計 10,000円 | 9,300円   |      |

# 負担額についての注意点

移動支援（身体介護を伴わない）は利用者負担がないため、請求金額に関わらず利用者負担0円で請求してください。（上限額管理も必要ありません）

障害福祉サービス（ピンク色の受給者証）と地域生活支援事業（黄色の受給者証）の両方をお持ちの方は、それぞれで負担上限月額が設定されていますが、それぞれで上限まで徴収せずに、合算した負担額が上限月額を超えないように調整し請求してください。

（例）負担上限月額9,300円

重度訪問介護→負担額8,300円の場合

移動支援→負担額1,000円で請求（合計で9,300円）

# 負担額についての注意点

サービス間の負担上限月額調整は、児童福祉法の事業（障害児通所支援等）とは行う必要はありません。  
（それぞれのサービスで上限額まで負担します）

利用者が児童で、同じ保護者に兄弟児がいる場合、兄弟で負担額を合算して上限額管理を行ってください。  
（上限額管理結果票 京都市様式を提出してください）

（例）利用者 A（兄）負担上限月額4,600円      負担額：2,000円  
         利用者 B（弟）負担上限月額4,600円      負担額：2,600円      （合計で4,600円）

# 主な返戻理由について

**SZ81「他のサービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています」**

**同じ時間帯で2つ以上のサービスを利用している**

- 同じ時間帯に、複数のサービスを利用することは通常想定されていないため、重複している日時があれば返戻となります。  
どの日時が重複しているかは、障害保健福祉推進室の請求担当にお問い合わせください。

# 主な返戻理由について

SZ79「京都市審査分においてエラーとなりました」

返戻理由の詳細については、障害保健福祉推進室の各サービス請求担当へお問い合わせください。

障害保健福祉推進室 各サービス請求担当  
(TEL 075-222-4161)

# 目次

## 京都市における障害福祉サービス等の 請求事務（＋各マニュアルのご案内）

- ①京都市における主な返戻理由
- ②請求書類提出のお願い
- ③各マニュアルのご案内

請求書類提出のお願い  
(市へ出すものと各区支所へ出すもの)

# 請求書類提出のお願い（市へ紙で出すもの）

| サービス種別              | 提出が必要な書類             | 必要なとき                                                         |
|---------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 移動支援                | 移動支援実績記録票（写）         | 移動支援の請求を行う場合                                                  |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 介護給付費・訓練等給付費等明細書『別紙』 | 利用者の利用者負担上限月額が18,600円の場合で、利用者負担額が18,600円を超える請求を行う場合           |
| 全サービス               | 利用者負担上限額管理結果票（京都市様式） | 関係事業所に地域生活支援事業所がある場合<br>又は<br>同一の保護者で複数の障害児がおり、兄弟間で上限額管理を行う場合 |

# 請求書類提出のお願い（市へ紙で出すもの）

【各書類の提出日：毎月20日前後】

👉詳しくは「京都市情報館 利用契約・請求関係」ページ番号307380に掲載

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000307380.html>

【郵送での提出先：障害保健福祉推進室】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

分庁舎4階 京都市障害保健福祉推進室宛て

※支給決定を行っている区役所・支所の障害保健福祉課ではありません。

# 請求書類提出のお願い（区役所へ出すもの）

| サービス種別 | 提出が必要な書類               | 必要なとき                    |
|--------|------------------------|--------------------------|
| 全サービス  | 契約内容（受給者証記載事項） 報告書     | 利用者とサービスの契約を開始、変更、終了した場合 |
|        | 利用者負担上限額管理事務依頼（変更） 届出書 | 利用者負担上限額の管理を行う事業所となった場合  |

# 請求書類提出のお願い（区役所へ出すもの）

## 【各書類の提出日】

提出の必要が生じたらすみやかに

## 【提出先】

支給決定を行っている各区役所・支所の障害保健福祉課

※障害保健福祉推進室ではありません。

# 目次

## 京都市における障害福祉サービス等の 請求事務（＋各マニュアルのご案内）

- ①京都市における主な返戻理由
- ②請求書類提出のお願い
- ③各マニュアルのご案内

# 各マニュアルのご案内（参考）

## ○ マニュアル掲載ページ

👉 「京都市情報館 障害 様式・マニュアル」で検索

（ページ番号167348）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167348.html>

## ○ 通知掲載ページ

👉 「京都市情報館 障害 京都市からの通知」で検索

（ページ番号180221）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000180221.html>

# 『京都市の障害福祉サービス等の概要』

- ・ サービス利用までのプロセスについて
  - ・ 介護保険制度との関係について
  - ・ 定型的な支給量基準について
  - ・ 各サービスの詳細について
  - ・ 医療行為との関係について
- 等を記載

京都市の障害福祉サービス等の概要  
(相談支援事業者向け)

令和6年5月

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室

# 『入院時支援員・緊急時介護人派遣事業』

重度の障害をお持ちの方が入院時の支援員や緊急時の介護人を利用する際の、対象者要件や報酬、請求方法等を記載

※請求に必要な様式は以下のURLを参照ください

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000167348.html>（「京都市入院時支援員派遣事業・緊急時介護人派遣事業」計算シート）

京都市重度障害者入院時支援員派遣事業

京都市重度障害者緊急時介護人派遣事業

（各機関共通マニュアル）

令和6年5月

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室

# 『障害のある方の医療的ケアのすすめ方』

ヘルパー等が医療的ケア  
を実施する際の考え方、  
喀痰吸引等研修の流れや  
必要な書類 等を記載

障害のある方の  
医療的ケアのすすめ方  
(令和5年11月)

京都市障害者自立支援協議会  
「医療的ケア部会」

ありがとうございました。